

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部  
を改正する規程のあらまし

- 1 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、子が2歳に達する日まで非常勤職員が育児休業をしようとする場合において、育児休業をすることが当該職員の継続的な勤務のために必要と認められる場合を改正後の条例の規定に基づき定めます。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。